

さらに充実。広がるサービス

いけだ訪問看護ステーション

介護保険と医療保険で、あらゆる在宅療養者を支援します。

床ずれ予防・処置
床ずれ防止の工夫や
指導、褥創の手当て

**医師の指示による
医療措置**
かかりつけ医の指示
に基づく医療措置

医療機器の管理
在宅酸素、人工
呼吸器等の管理

療養上のお世話
身体の清拭、洗髪、
入浴介助、食事や排
泄等の介助・指導

認知症のケア
事故防止等認知症
介護の相談・工夫
をアドバイス

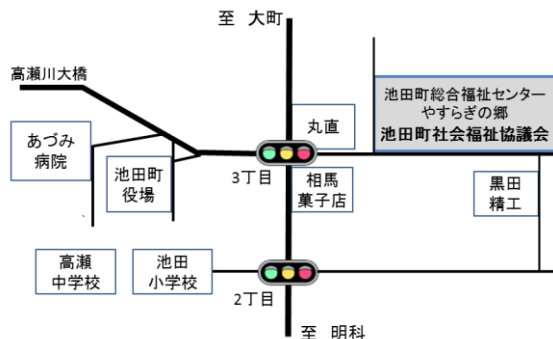
病状の観察
病気や障害の状態、
血圧・体温・脈拍等
のチェック

ターミナルケア
ガン末期や終末期
等でも、自宅で過
ごせるよう適切な
お手伝い

**在宅での
リハビリテーション**
拘縮予防や機能の回
復、嚥下機能訓練等

**ご家族等への
介護支援・相談**
介護方法の指導他、
様々な相談対応

介護予防等
低栄養や運動機能低
下を防ぐアドバイス



池田町社会福祉協議会

いけだ訪問看護ステーション

電話 0261-61-1515

～いけだ訪問看護ステーションの概要～

(運営:社会福祉法人池田町社会福祉協議会)

～いけだ訪問看護ステーション理念～

1. 利用者が住み慣れた在宅で、安心・安全にその人らしく生活できるよう可能性を大きく広げ、専門的ケアを提供すること。それによって、利用者の病状や精神状態が安定し、悪化の予防を図る。
2. 地域の保健・医療・福祉の密接な連携を図り、自立に向け快適な余生、看取りを迎えられるよう、家族を支え援助する。

所在地：北安曇郡池田町大字池田2005番地1

問い合わせ先：電話 0261-61-1515 FAX 0261-62-2680

池田町社協 URL：<http://ikedashakyo.or.jp>

池田町社協 E-mail：info@ikedashakyo.or.jp

営業時間：月曜日～金曜日 但し1月1日は休み

受付時間：午前8時30分～午後5時15分◆電話による24時間常時連絡が可能

サービス内容：訪問看護・訪問医療

サービス実施地域：池田町・松川村・大町市社地区



●職員体制等

令和3年4月現在

職種	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	職務内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1名			1名	1名	① 業務の一元的管理 ② 主治医との連携 ③ 利用申込に係る調整 ④ サービス内容の管理 ⑤ 訪問看護計画の作成 ⑥ 利用者に対するサービス等の説明
訪問看護師	1名	1名	3名		2.5名	2.5名	訪問看護
事務職員			1名		0.1名		

●訪問看護（1回のご利用額）1割負担の方の場合

サービス内容	利用時間	利用料
介護	30分	470円
	1時間	821円
介護予防	30分	450円
	1時間	792円
加算	サービス提供体制強化加算	6/回
	緊急時訪問加算	574/月
	特別管理加算(I)	500/月
	特別管理加算(II)	250/月
	退院時共同指導加算	600/月
	初回加算	300/月

新規ご利用の場合、ご都合の良い日に事前の訪問をさせていただきます。
事前訪問では、

- ①ご契約・ご利用についての説明をさせていただきます。
(口座振替を希望される場合は、通帳及び印鑑をご用意下さい。)
- ②ご利用者様のご自宅での様子、ご利用者様の生活歴等を伺います。
- ③訪問の内容を詳しくご相談させていただきます。



●サービス内容に関する相談・苦情

事業所受付時間：午前9時～午後4時30分



当法人の窓口 社会福祉法人池田町社会福祉協議会	井上賢一郎（事務局長）	電話 0261-62-9544(代)
いけだ看護ステーション	稲玉 紀子（管理者）	電話 0261-61-1515

池田町の相談・苦情窓口

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ○池田町健康福祉課 | 電話：0261-61-5000 |
| ○北アルプス広域連合（保険者） | 電話：0261-22-7196 |
| ○長野県国民健康保険団体連合会 | 電話：026-238-1580 |

◆介護保険で訪問看護を受けられるのは…

介護保険では、老化によって介護が必要となった方を対象としているため、サービスを受けられるのは基本的に65歳以上の方ですが、40～64歳でも加齢に伴う「特定疾病」の場合は介護保険の対象となります。

逆に、介護保険でサービスを受けている方でも「厚生労働大臣が定める疾病」や急性増悪期は、医療保険による訪問看護となります。

◆訪問看護サービスをご利用いただくためには…

1. かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。

赤ちゃんからお年寄りまで、年齢にかかわらず医療保険で訪問看護サービスがご利用いただけます。その際には、かかりつけ医にご相談下さい。

訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスをご提供します。

2. 介護保険でサービスを受けるには、要介護認定が必要です。

介護保険をご利用になる場合は、まず、お住まいの市区町村に申請して要介護認定を受けます。「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネジャーに相談し在宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。この場合も「訪問看護指示書」が必要です。

3. 要介護認定で「非該当」となったときは、医療保険で訪問看護サービスが受けられます。

介護の必要性が低く、「非該当」と判定されると、介護保険から給付を受けることはできませんが、かかりつけ医の「訪問看護指示書」の交付があれば、必要な訪問看護サービスを医療保険で受けることができます。

4. 介護保険で訪問看護を受けていても医療保険が適用される場合があります。

要介護認定を受け、介護保険からサービスを受けている方であっても、急性増悪期(急に症状が悪化した場合)やがん末期等では、かかりつけ医の「特別訪問看護指示書」によって、介護保険ではなく医療保険から訪問看護サービスを受けることとなります。

◆訪問看護サービスは、ご自宅以外でも受けられます。

できる限り住み慣れた地域で日々を過ごせるように自立を支援するのが介護保険です。要支援の場合でも介護予防訪問看護サービスが利用できます。

また、ご自宅だけでなく地域にあるグループホームや特定施設、特養ホームのショートステイなどにおいても、医療と介護の連携を強め、一定の場合に訪問介護ステーションからの看護を受けることができます。